

資料 2

業務委託仕様書

令和 8 年 4 月

秋田県人口戦略部
男女共同参画推進課

業務委託仕様書

1 業務委託名

結婚サポータースキルアップ・「まずは出会いから」応援事業業務委託

2 業務委託の目的

結婚を応援する環境を整えるため、地域における独身者の出会い・結婚を支援する人材を育成するとともに、更なる質の向上と活動の活性化を図る。

また、気軽な気持ちで参加できる交流会や、結婚を希望し、理想の結婚相手を見つけるために活動する独身者を支援するための交流会を開催し、より自然に異性と出会える機会を提供する。

3 業務委託の内容

(1) 結婚サポータースキルアップ事業

①実施のねらい

結婚サポーターに対し、結婚支援活動に必要な知識や技能に関する研修の実施と情報交換会等を開催し、結婚支援の更なる質の向上と活動の活性化を図ります。

※「結婚サポーター」とは、結婚の希望をかなえるためのサポートを必要とする独身者に、お世話やアドバイスをするボランティアで、地域の結婚相談役として県に登録された方です。

②実施内容

○結婚サポーターのスキルアップセミナー等の開催

結婚サポーターの結婚支援活動に関する知識や技能を高め、活動の活性化を促します。

(i) スキルアップセミナー

別添資料により、第1回、第2回研修及び実践研修を開催してください。
なお、セミナー内容については、次のとおりとしてください。

第1回研修会	第1部研修会（約1時間）・・・・・・・・a 内 容：活動マニュアルを基にした基礎研修 対象者：新人結婚サポーター
	第2部研修会（約1時間）・・・・・・・・b 内 容：ワークショップ型のセミナー 対象者：全ての結婚サポーター
	情報交換会（約1時間）・・・・・・・・c 内 容：サポーターの活動事例について 対象者：全ての結婚サポーター
実践	実践研修（約3時間）・・・・・・・・d 対象者：全ての結婚サポーター 定 員：10名程度 場 所：出会いイベント
第2回研修会	第1部研修会（約1時間）・・・・・・・・e 内 容：活動マニュアルを基にした基礎研修 対象者：新人結婚サポーター
	第2部研修会（約1時間）・・・・・・・・f 内 容：ワークショップ型のセミナー 対象者：全ての結婚サポーター
	情報交換会（約1時間）・・・・・・・・g 内 容：サポーターの活動事例について 対象者：全ての結婚サポーター

a および e. 第1部研修（新人結婚サポーター対象）

研修内容は、第1回、第2回とも国が定める「結婚支援ボランティア等モデルプログラム」を活用して秋田県が作成した「結婚サポーター活動マニュアル」を基に、構成してください。

b および f. 第2部研修会（全ての結婚サポーター対象）

研修内容は、参加者が主体性をもって参加できるよう、単なる座学ではなくワークショップ型の内容としてください。

c および g. 情報交換会

第1部、第2部研修会終了後、結婚サポーター同士のネットワークづくりを促進するための情報交換会を開催してください。

d. 実践研修

実践研修（希望者約10名）は、県が主催する出会いイベントにおいて、単身参加者をサポートする結婚サポーターを指導してください。

サポートの際の気づきや、課題点等を結婚サポーター同士で振り返る時間や参加者との相談会の時間を設けてください。

(ii) 研修会の開催方法等

ア 各市町村会場へオンライン配信してください。

イ 開催時期は、第1回研修会は8月下旬頃、実践研修は7～2月頃、第2回研修会は12月以降とします。

(iii) 研修会のチラシ作成

ア 結婚サポーターの参加を促すため、研修会及び情報交換会を開催する旨のチラシを作成してください。

【チラシの記載項目等】

- ・計画書の第1回、第2回研修及び実践研修
- ・情報交換会

【チラシの仕様等】

- ・A4サイズ

- ・両面カラー
- ・マットコート70kg
- ・数量：550枚×2回

※第1回目は、令和8年7月24日（金）までに男女共同参画推進課へ納品してください。第2回目の納品日は、第2回研修会開催の1ヶ月前までに男女共同参画推進課に納品してください。

③その他

- ア 本研修会への参加費は無料とします。
- イ 研修会・情報交換会、及び実践研修に参加した結婚サポーターに対しアンケート調査を行い、結果を集計・分析した上で報告してください。なお、アンケート調査項目・内容については、結婚サポーターのニーズが把握できるものとしてください。

(2)「まずは出会いから」応援事業

①実施のねらい

結婚を希望する独身者の出会いの機会を創出する。

②実施内容

○各イベントの開催

(i)友活イベント

独身男女が気軽に参加できる友達づくりの交流会

- ア 開催回数：3回
- イ 開催場所：県央
- ウ 募集人数：男女各50名
- エ 開催内容：マッチングアプリや形式的な婚活に抵抗がある独身者を対象として、気軽に参加でき参加者が互いに交流を深められるイベントを企画してください。

(ii)体験型イベント

地域の特徴を活かした体験型イベント等を通じた自然な交流会

- ア 開催回数：2回
- イ 開催場所：県北・県南
- ウ 募集人数：男女各30名
- エ 開催内容：共同作業等により価値観の同じ方に巡り会いたい独身者を対象として、参加者が互いに交流を深められる地域資源を活かしたイベントを企画してください。

(iii)婚活イベント

婚活に必要なノウハウを学び、実践するためのセミナー付きの交流会

- ア 開催回数：2回
- イ 開催場所：県内の地域問わず
- ウ 募集人数：男女各50名
- エ 開催内容：自分と同じように「真剣に結婚を考えている」参加者と出会いたい独身者を対象として、婚活に必要なノウハウを学び、実践するためのセミナー付きのイベントを企画してください。

③イベントの準備

- ア イベントの参加者を募集するにあたり予め県と協議するため、募集からイベントの開催に至るまでのスケジュール案を契約締結後に提出してください。
- イ イベント内容や開催場所についても協議の上決定することとし、例年女性の参加者が少ないため、女性を集客できるように会場や内容を工夫するとともに、同年代を対象としたイベントとしてください。
- ウ イベントが効果的に行われるような、参加者に対する事前レクチャーを実施してください。（例えば、セミナー形式や動画視聴によるレクチャー）
- エ 開催日時については、独身者が参加しやすく、かつ、最も効果的な日程としてください。

オ 参加者を募集するにあたっては、独身者に広く周知し、イベント定員を満たすために効果的な提案を受け付けます。(例えば、Web 広告、SNS、ポスター、ラジオ広告掲載等)

※ なお、県においても県の公式 SNS 等への掲載等の周知により、イベントの広報を図る予定です。

【参加者募集等】

・募集はイベント開催毎に行い、提案する広報手段ごとに具体的なターゲット層、広告回数、頻度、スケジュールなど見込まれる広告効果を示してください。

カ 参加者の応募状況については、随時県に報告し、募集締め切り後はとりまとめの上、速やかに県に報告してください。

④参加費

ア イベントにおける飲食費や体験料等の参加者に還元する費用については、参加者から費用を徴収してください。

⑤その他

ア イベント中は、参加者同士の交流が深まるよう、各参加者に対して適切なフォローアップをしてください。

イ 出会いイベントでは、結婚サポーターを活用するよう努めてください。

ウ イベント中におけるアルコールの提供は可としますが、アルコールを提供する場合には、参加者に対し飲酒運転をしないよう厳重に注意喚起をしてください。

エ 参加者に対しアンケート調査を行い、結果を集計・分析した上で報告してください。なお、アンケート調査の項目・内容については、参加者のニーズを把握できるものとし、県との協議の上決定します。

オ 参加者の連絡先交換数及びマッチング数を速やかに把握、集計する方法を構築し、結果を集計・分析した上で報告してください。

カ イベント開催から一定期間後(概ね1～3ヶ月後)、参加者に対し交際発展状況についての調査を実施し、結果を集計・分析した上で報告してください。

4 成果品の納入

次の成果品を納入してください。

なお、(1)、(3)については、日本工業規格A4判を使用してください。

(1) 実績報告書

①結婚サポータースキルアップ事業

②「まずは出会いから」応援事業

(2) 各事業に要するチラシ等

①結婚サポータースキルアップ事業

(i) チラシ 1, 100枚(550枚×2回)

②上記①の電子データ(文書作成ソフトデータ)1部

※文書作成ソフトデータの種類は県と協議の上決定します。

(3) 業務委託完了届

5 再委託

(1) 受託者は、本業務委託のすべてを第三者に再委託し、又は請け負わせてはいけません。

(2) 受託者は、本業務委託の一部を第三者に再委託することができますが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託額、業務体系図及び工程表を事前に書面にて提出して県の承認を得てください。

(3) 受託者は、(2)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めてください。

6 業務の履行に関する措置

(1) 県は、本業務委託(再委託した場合を含む)の履行について、受託者が著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を通知し、必要な措置をとるべきことを要求する場合があります。

- (2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に、県に書面で提出するものとします。

7 権利の帰属

- (1) 本業務委託の履行により生じた成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）及び所有権は、すべて県に帰属するものとします。
- (2) 受託者は県の承諾無しに、デザインを他に流用することができないものとします。

8 機密の保持

- (1) 本業務委託（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用はできません。また、その防止のために必要な措置を講じてください。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担することとします。
- (3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とします。

9 その他

- (1) 各業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議の上、決定するものとします。
- (2) 本業務委託が完了するまでの間、進捗状況の報告や発生する課題の協議・解決等に関し必要の都度、双方協議しながら進めますので、常に協議可能な体制を整えてください。
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとします。

※ 結婚サポーター活動マニュアルは、当課に配置します。データ量が多いので、必要な場合は参考資料として送付します。